（様式15）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

運搬車両の写真

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | |  | | |
| 前  面  写  真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。  　　　注意事項  　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。  　　　　・ナンバープレートが確認できること。 | | | |
| 側  面  写  真 | 注意事項  　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。  　　　　・名称等の車体の表示が確認できること  　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物  　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が  　　　　　　　　表示されていること。  　　　　　　　　　 ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行う場合には、「ＰＣＢ」の表示  　　　　　　　　 が読み取れる写真とすること。  　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した  　　　　　　　　写真も添付すること。  　　　　・写真は申請日の３か月前以内に撮影したものを添付してください。 | | | |
|  | | 撮影 | 年　　月　　日 |